


契約解除承認通知書

年 月 日

様

堺市上下水道事業管理者 

年 月 日付けで届出のあった契約解除について、次のとおり承認したので通知します。

対 象 建 物	お客様番号(親メーター)
	所在地
	名 称
契 約 解 除 日	年 月 日
契 約 解 除 理 由	
契 約 解 除 後 の 取 扱 い	水道の使用の休止 建物全体の一括請求への変更

注

- 1 届出事項に虚偽の記載等があったときは、この通知内容を取り消すことがある。
- 2 この契約解除により、新たに堺市上下水道局に届出が必要となる場合は、直ちに必要となる届出を行うこと。
- 3 堺市上下水道局貯水槽方式の住居専用建物等における各戸検針・徴収等に関する要綱第21条第1項の規定により、既に局メーターを設置している場合にあつては、当該メーターを堺市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に返納しなければならない。
- 4 特段の事情があり、前項の規定による局メーターの返納に応じられないときは、当該メーターの価値に相当する費用の弁償をもってこれに代えることができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、所有者等がこれに応じないときは、当該局メーターを撤去するものとする。この場合において、撤去後の給水設備の原状復旧は行わない。
- 6 当該契約の解除に伴い、所有者等に損害が生じることがあっても、管理者はその責めを負わない。